

地域ケア型介護保険への転換

- 高齢者の尊厳を支える高齢者ケアの基盤形成
- その人らしい介護サービスの選択と利用と高齢者の”ねがい”を尊重したケアの実現
- 認知症ケアモデルが地域指向型ケアサービスを必要としている
- 施設在宅二分モデルの克服→介護付き住居（特定施設）の拡大
- 地域包括ケアシステムの考え方
 - 地域包括ケアシステムを実現するための地域ケアマネジメント機能の強化

地域包括ケアシステム

個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療をはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組み

ケアの継続性の確保

高齢者の状態変化に対応した継続的なサービス提供(長期継続ケアマネジメント)

退院→地域
地域→入院

ケアの包括性の確保

困難事例等への支援
(介護保険とそれ以外の様々な社会支援サービスの連携)

介護保険

ケアマネジメント

高齢者一ケアマネ

- プロセス
- ①アセスメント
 - ②プランニング
 - ③ケアカンファレンス(多職種協働)
 - ④モニタリング

主治医

長期継続ケア・在宅ターミナル

- ・ 医療を含めた多職種連携、365日・24時間の安心の提供
- ・ 医療保険・介護保険によるサービスの組み合わせ

多職種協働

- ・ 保健、福祉、医療の専門職相互の連携
- ・ ボランティア等の住民活動も含めた連携

(現状のケアマネジメントの立て直し)

ケアマネジャーの資質向上
プロセスの確実な実施:業務の標準化
困難事例等への支援:環境整備
中立・公正の確保

地

域

地域包括ケアを支える総合相談・連携支援機関(地域包括支援センター(仮称))

地域ケア型介護保険への転換の内容

- 地域密着サービスの導入
 - 地域包括支援センター創設
 - 地域支援事業の創設の意義
 - 施設・居宅二分化の克服→介護付き住居（特定施設）の拡大
 - 介護福祉空間整備交付金など新しいサービス整備の手法の導入
-

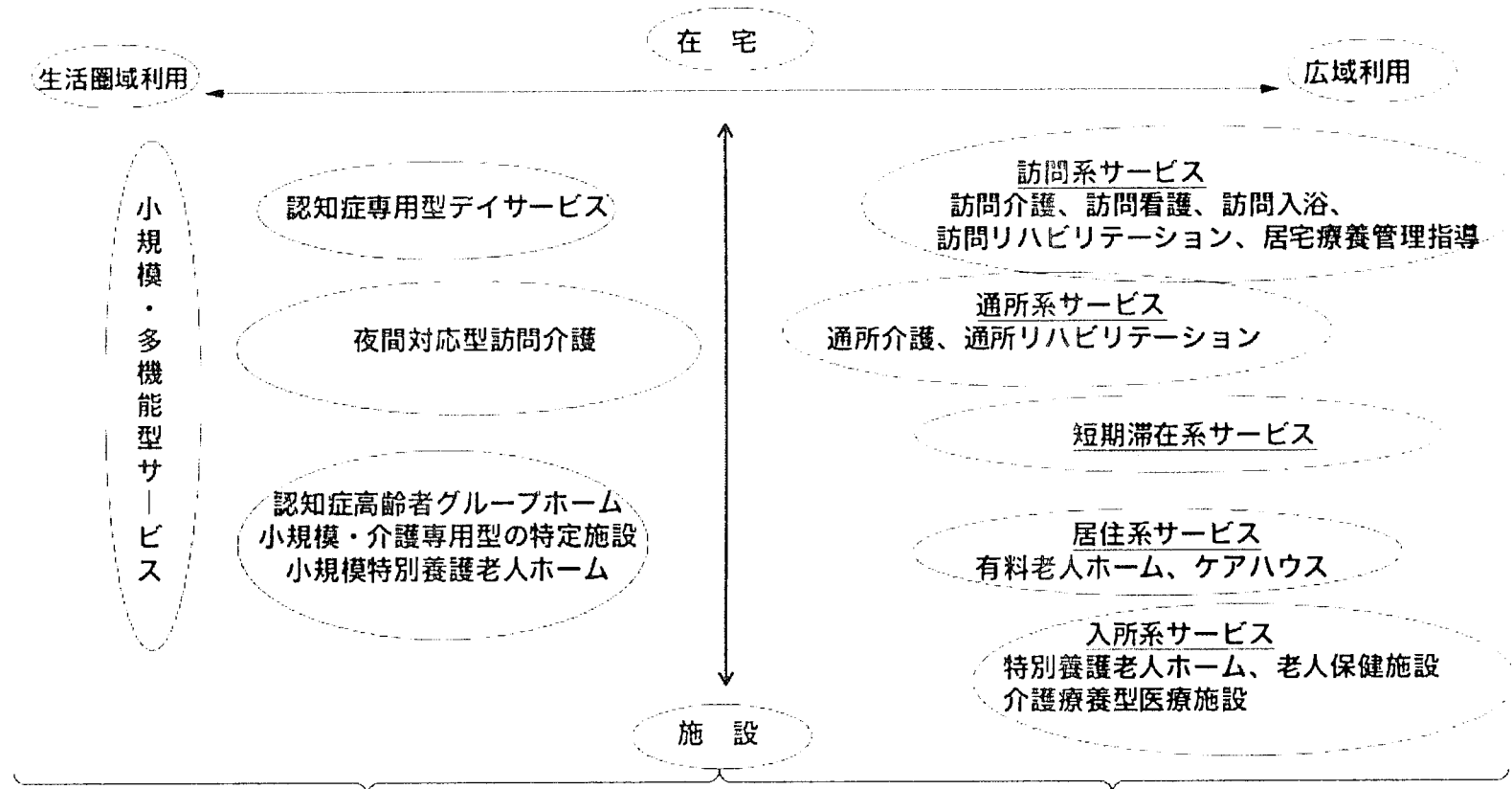
人口1万あたり要介護高齢者概数

人口1万人あたりの要介護高齢者（推計）

人口	10,000人
65歳以上人口	1,900人
要介護認定者（内要支援+要介護1）	290人(140人)
介護保険給付サービス利用者	230人
居宅サービス利用者	170人
施設サービス利用者	60人
痴呆性高齢者	140人
在宅の痴呆性高齢者	80人
身体自立の常時介護を要する在宅痴呆高齢者	15人

2004年1月の住民基本台帳人口推計と要介護者の推計及び「2015年の高齢者介護」における痴呆高齢者推計を利用して1万人あたりの概数を算出した

新たなサービス体系の確立 (地域密着型サービスの創設)



地域密着型のサービス

(事業者指定
・指導監督等)

市町村長

一般的なサービス

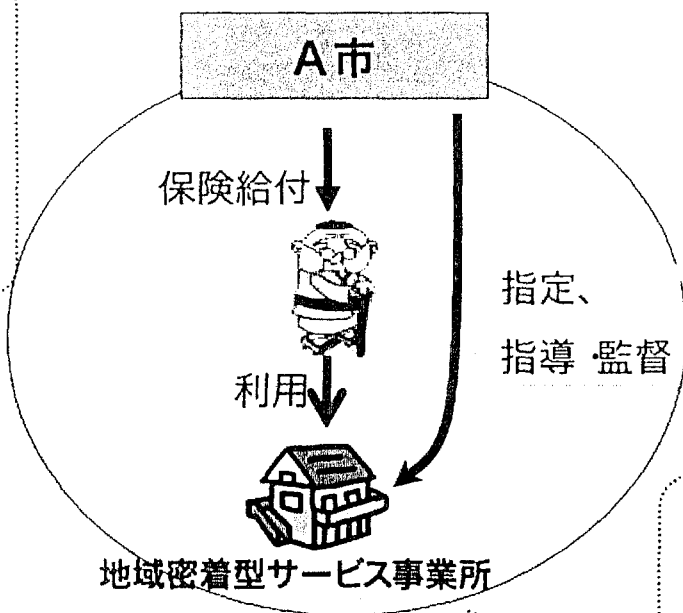
都道府県知事

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設する。

1: A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能



2 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、

・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。

過剰な整備は抑制される。

3 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定（※）

（※）国が定める報酬の水準が上限

4 公平 公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

地域密着型サービスに含まれるもの

- ① 小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設
- ② 小規模（定員30人未満）で介護専用型の特定施設
- ③ 痴呆性高齢者グループホーム
- ④ 痴呆性高齢者専用デイサービス
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 地域夜間訪問介護

小規模・多機能サービス拠点のイメージ

身近にある 地域密着)
生活圏域 (小・中学校区) で完結

地域に365日・24時間の安心を提供

小規模
・なじみの関係
・家庭的雰囲気
住み慣れた地域

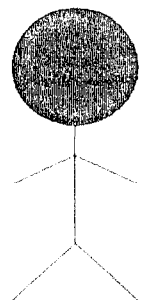
「通い」 「訪問」 「泊まり」 「入居」
のワンストップ・サービス

小規模・多機能
サービス拠点

可能性
・ユニットの併設
・住居部門 (高齢者向けの新しい「住まい」) の併設

(状態に応じて回数、
時間に幅がある)

(365日・24時間 随時の必要に対応)



通い

訪問

泊まり

入居

心身の変化に対応

時間

生活の継続とケアの連続性

新しい「住まい」のあり方

- 要介護状態になった時でも在宅での生活を継続できるようにするためには、ハードソフトの両面で安心できる「住まい」が必要。
- 高齢者が安心して住める「住まい」を用意し、自宅で介護を受けることが困難な高齢者に対して、住み替えという選択肢を用意することも重要な課題。

自宅での生活の継続が困難

- 要因)
- ・家屋の構造が要介護者の生活に適さない
 - ・一人暮らし等の理由から日常生活面での困難や不安がある

高齢者が安心して住める 「住まい」への住み替え

- 要件)
- ・バリアフリー、住まいにふさわしい居住水準
 - ・安心のための生活支援サービス
 - ・「早めの住み替え」、要介護状態になってからの住み替え」各々の形態に対応した多様な介護サービス提供

居住系サービスの拡充 (介護サービス提供のあり方)

- ① 特定施設の対象の拡大
※現行は有料老人ホームとケアハウスのみ
→左記の要件を満たす「住まい」にまで対象を拡大
- ② 介護サービス提供形態の多様化
※現行は特定施設の職員により介護サービスを提供
→外部の介護サービス事業者との提携によるサービス提供も可能とする

介護施設整備計画の考え方

	平成16年度	平成26年度
施設・居住系サービス 利用者の割合 要介護認定者数 要介 護2～5)に対する比率	41% 利用者数 : 87万人)	37%以下 平成16年度よりも1割引き下げ) 利用者数 : 108万人)
多様な「住まい」の普及 の推進	高齢者単身世帯の増加 都市部の高齢化の急速な進行 高齢期の住み替えに対するニーズ	多様な「住まい」の普及 →高齢者が安心して暮らせるよう 介護が付いている住まいを適切 に普及
重度者への重点化 入所施設利用者に対す る要介護4、5の割合	59%	70%以上
個室化の推進	・施設の個室割合 12% 特養の個室割合 15%	50%以上 70%以上

地域支援事業の構造

市町村実施

市町村設置・委託

必須事業

○高齢者に対する健康教育・健康診査その他介護予防事業

○介護予防事業のマネジメント
○被保険者の実態把握と総合相談支援
○多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントの実施

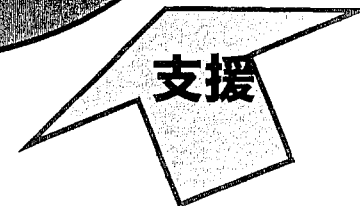
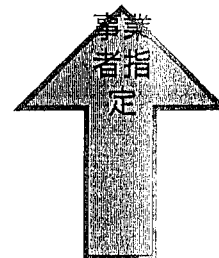
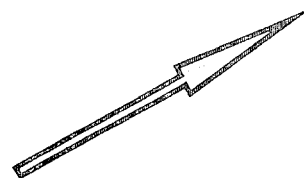
包括的支援事業

一括実施



任意事業

○介護給付適正化事業
○虐待防止を含む権利擁護事業
○介護者支援事業
○その他の事業



新予防給付に関わる
介護予防マネジメント



都道府県厚生担当部局長会議資料より

地域支援事業の例示

○介護予防事業

：要支援・要介護者以外の被保険者を対象とした介護予防マネジメントの実施及び介護予防サービスの提供

○費用適正化事業

：被保険者のコスト意識を喚起する事業等

○総合相談・支援事業

：地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援等

○権利擁護事業

：成年後見制度利用支援、痴呆高齢者のネットワーク形成支援等

○高齢者虐待防止事業

：高齢者に対する虐待防止のためのネットワーク形成支援等

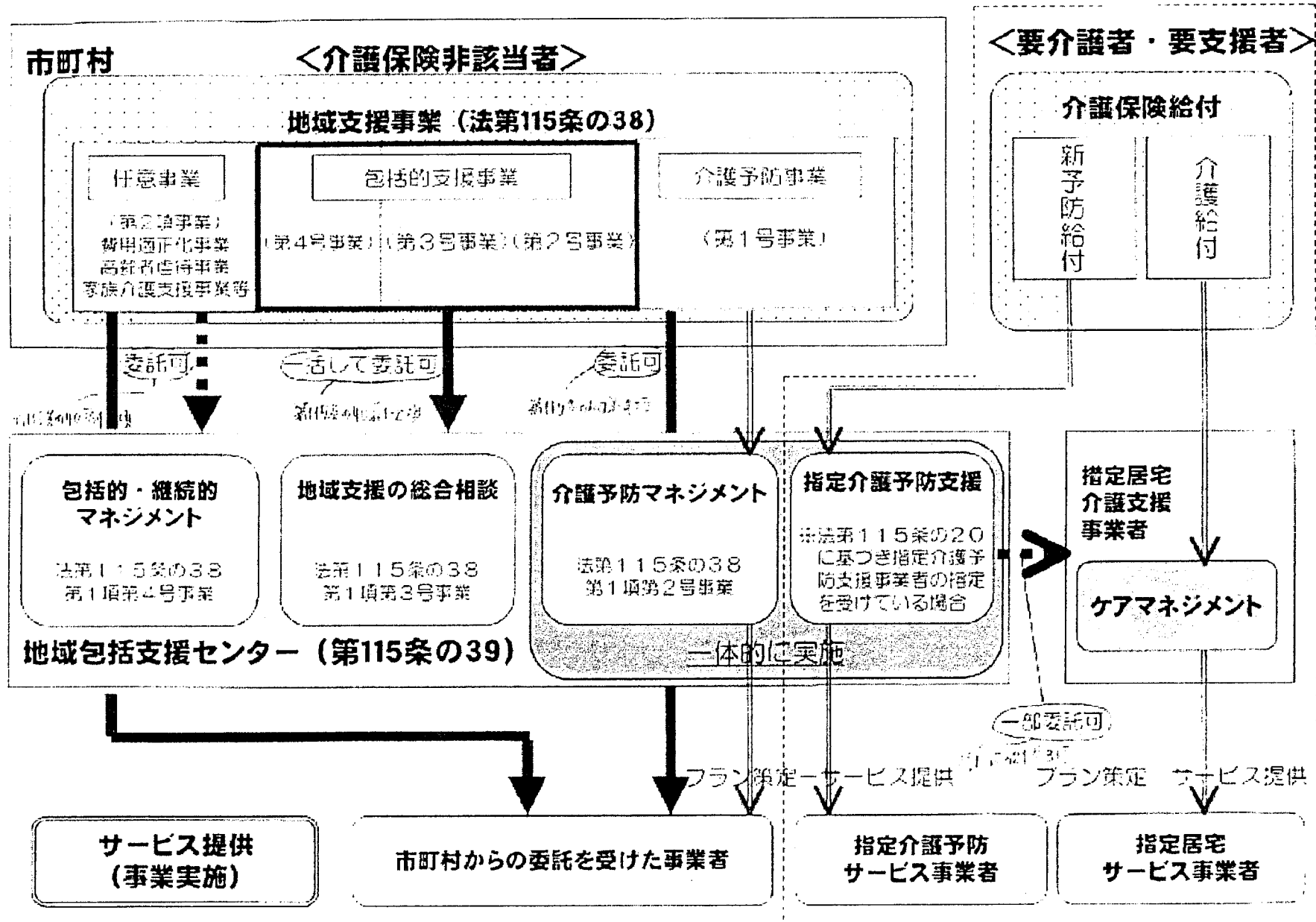
○介護家族支援事業

：家族介護者に対する支援等

○地域ケア支援事業

：支援困難事例等への指導・助言、アセスメント支援等

地域支援事業の全体像について（イメージ案）



地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ(案)

